



# 鳥取県公報

平成14年 7月30日(火)  
第 7 4 0 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	農地保有合理化事業規程の承認 (404) (経営支援課) .....	1
	土地改良区の定款の変更の認可 (9件) (405~413) (耕地課) .....	1
	保安林の指定予定 (2件) (414・415) (森林保全課) .....	3
	公共測量の実施 (416) (管理課) .....	4
	海岸保全区域の指定の一部改正 (417) (空港港湾課) .....	4
調達公告	落札者の決定 (電子県庁推進課) .....	5

## 告 示

### 鳥取県告示第404号

農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号) 第7条第1項の規定に基づき農地保有合理化事業規程を承認したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成14年 7月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 承認を受けた者の名称及び所在地  
鳥取中央農業協同組合  
倉吉市越殿町1409
- 承認年月日  
平成14年 7月22日
- 承認に係る農地保有合理化事業の種類  
農地売買等事業  
研修等事業
- 承認に係る農地保有合理化事業の実施地域  
倉吉市並びに東伯郡東郷町、三朝町及び大栄町における農業振興地域 (農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号) 第6条第1項の規定により指定された地域)

### 鳥取県告示405号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定に基づき、米子市伯仙土地改良区の定款の変更を平成14年 7月23日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成14年 7月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示406号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、米子市伯仙土地改良区の定款の変更を平成14年7月24日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成14年 7月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示407号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、中山町畑地土地改良区の定款の変更を平成14年7月23日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成14年 7月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示408号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、名和町土地改良区の定款の変更を平成14年7月23日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成14年 7月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示409号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大山畑地土地改良区の定款の変更を平成14年7月23日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成14年 7月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示410号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、淀江白浜土地改良区の定款の変更を平成14年7月23日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成14年 7月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示411号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、淀江町土地改良区の定款の変更を平成14年7月23日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成14年 7月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示412号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、岸本町畑地土地改良区の定款の変更を平成14年7月23日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成14年7月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示413号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、溝口町土地改良区の定款の変更を平成14年7月23日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成14年7月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示414号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年7月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字江尾字上東屋敷上ノ岸537の1

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示415号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年7月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字俣野字向山岸シ1186の1、1187の1

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第416号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成14年7月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 作業種類 公共測量（東伯町下水道平面図作成）

2 作業期間 平成14年7月3日から同年11月29日まで

3 作業地域 東伯郡東伯町大字徳万、大字八橋、大字浦安、大字保、大字上伊勢及び大字下伊勢地内

## 鳥取県告示第417号

昭和43年鳥取県告示第478号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成14年7月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
海岸名	区 域	海岸名	区 域
略		略	
鳥取県鳥取沿岸	基点1、基点2、補助点2の1、補助点3の1、基点3及び基点1を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域並びに基点4、基点5、補助点5の1、補助点5の2、補助点5の3、補助点6の1、補助点6の2、補助点4	鳥取県鳥取沿岸	基点1と基点2とを直線で結んだ線並びに基点2、補助点2の1、補助点3の1、基点3及び基点1を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域
羽合漁港海岸		羽合漁港海岸	
宇野地区海岸		宇野地区海岸	

の1及び基点4を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点1 東伯郡羽合町大字宇野字西屋敷1584 - 16に設置した標柱から265度12分263メートルの点

基点2 基点1から84度07分587メートルの点

基点3 基点1から299度02分222メートルの点

基点4 基点5から268度21分303メートルの点

基点5 補助点5の1から263度42分150メートルの点

補助点2の1 基点2から0度200メートルの点

補助点3の1 基点3から0度145メートルの点

補助点4の1 基点4から356度09分260メートルの点

補助点5の1 補助点5の2から261度09分150メートルの点

補助点5の2 補助点5の3から253度00分150メートルの点

補助点5の3 補助点6の1から208度23分28メートルの点

補助点6の1 東伯郡羽合町大字宇野字西峰1910 - 1に設置した標柱から270度15メートルの点

補助点6の2 補助点4の1から85度10分720メートルの点

略

基点1 東伯郡羽合町大字宇野字西屋敷1584 - 16に設置した標柱から265度12分263メートルの点

基点2 基点1から84度07分587メートルの点

基点3 基点1から299度02分222メートルの点

補助点2の1 基点2から0度200メートルの点

補助点3の1 基点3から0度145メートルの点

略

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年7月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達物品の名称及び数量 ノート型コンピューター 187台  
レーザープリンター 23台  
ソフトウェア ライセンス数30
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成14年7月1日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ケー・オウ・エイ  
米子市両三柳328
- 5 落 札 金 額 月額968,362円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 平成14年5月21日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部電子県庁推進課  
及び所在地 鳥取市東町一丁目220